

○東京藝術大学年俸制教員の評価に関する規則

平成28年3月24日  
制 定

改正 令和5年3月23日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学年俸制職員給与規則の適用を受ける大学教員（ただし、言語・音声トレーニングセンターに所属する講師及び助教を除く。以下、「年俸制教員」という。）の業績給の決定及び俸給号俸の改定のための評価（以下、「評価」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規則に基づく評価は、年俸制教員の業績を適正に評価し、給与に明確に反映することによって、教員個々が高い士気とやり甲斐をもって職務に精励することを目的とする。

(評価の種類)

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げる評価とする。

- (1) 業績評価
- (2) 臨時評価
- (3) 定期評価

(業績評価委員会)

第4条 年俸制教員の評価の実施に当たっては、業績評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 部局長
- (5) 学外の有識者から学長が委嘱する者 若干名
- (6) その他学長が必要と認める者

3 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 委員会は、年俸制教員の評価の審査のほか、評価の方法や年俸制教員に関して学長から付託のあった事項を審議するものとする。

(業績評価の対象期間)

第5条 業績評価は、10月1日を基準日として1年ごとに実施する。ただし、当該年俸制職員の採用日等の事情を考慮して、4月1日を基準日とすることがある。

2 業績評価の対象期間は、基準日前1年間とする。ただし、基準日前1年以内に

採用された場合や年俸制へ切り替えた場合は、年俸制教員として在職することとなった日から基準日の前日までとする。

(業績評価の実施)

第6条 業績評価は、項目評価及び目標管理により行うものとする。ただし、当該年俸制教員が助教以下の職にあつては、項目評価を省略することができる。

2 年俸制教員の直属の監督者（原則として年俸制教員が所属する部局の長とする。以下、同じ。）は対象期間の始期に、当該年俸制教員の評価項目及び業績目標を設定する。

3 年俸制教員は、対象期間の終期に、対象期間における評価項目の業績及び業績目標の達成状況について調書を作成して、直属の監督者へ提出するものとする。

4 直属の監督者は、前項の調書の内容等を参考として、業績評価の1次評価を行う。

5 委員会は、前項による1次評価の結果を踏まえ、業績評価の2次評価を行う。

6 委員会は、業績評価の2次評価を行う際、委員会外の有識者から意見を聴取することができるものとする。

7 前6項に定めるもののほか、業績評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(勤務状況の確認)

第7条 学長は、業績評価の対象期間における次に掲げる項目について、確認を行うものとする。

(1) 休職の期間

(2) 育児休業、介護休業、配偶者同行休業の期間

(3) 病気休暇の期間

(成績区分等の決定)

第8条 学長は、第6条による業績評価の結果や第7条の勤務状況を総合的に勘案し、以下の適用基準により、成績区分及び成績率（以下「成績区分等」）を決定する。

適用基準	成績区分	成績率(%)
極めて特に顕著な業績等を上げた者	S	27.6～30.0
特に顕著な業績等を上げた者	A	25.1～27.5
顕著な業績等を上げた者	B	22.6～25.0
良好な業績等を上げた者	(標準)	16.8～22.5
業績等が良好でない者	D	0～16.7

2 学長は、決定した成績区分等を当該年俸制教員及び直属の監督者に通知するものとする。

(外部資金の獲得)

第9条 年俸制教員が業績評価の対象期間中に、研究代表者または研究分担者（分

担金配分額が明示されている場合に限る)として受託研究、共同研究、文部科学省科学研究費助成事業、厚生労働省科学研究費その他の研究費補助金等の外部資金を獲得し、その間接経費獲得額の合計が50万円以上となる場合は、間接経費獲得額の5%の額を業績給Ⅱとして支給する。

(臨時評価)

第10条 臨時評価は、年俸制教員が業績評価の対象期間中に極めて権威のある賞を受賞した場合に行うものとする。

2 委員会は、年俸制教員が極めて権威のある賞を受賞したと判断した場合、当該年俸制教員が所属する専門分野における賞の位置付けや受賞による大学への貢献度等の要素を勘案した上で、以下の基準により受賞区分及び業績給Ⅲの支給額を審議する。

対象となる受賞区分	業績給Ⅲの支給額
世界最高水準の賞	100万円以上300万円以下
世界水準又は日本最高水準の賞	50万円以上100万円未満
上記以外の相当水準の賞	10万円以上50万円未満

3 学長は、委員会の審議結果を参考として、受賞区分及び業績給Ⅲの支給額を決定する。

4 学長は、臨時評価の結果を当該年俸制教員及び直属の監督者に通知するものとする。

(定期評価)

第11条 定期評価は、当該年俸制教員の業績評価が3回行われるごとに、行うものとする。

2 学長は、当該年俸制教員の過去3回の業績評価の結果を踏まえ、次の表の基準に従い、号俸の改定幅を決定する。

条件(3回の評価結果)	改定号俸
上位区分(B以上)の評価を2回以上 かつ D区分の評価を0回	+2号俸以上
その他(標準程度)	+1号俸
D区分の評価を1回以上 かつ 上位区分(B以上)の評価を0回	0

3 学長は、定期評価に際して、必要に応じて業績評価委員会の意見を聞くことができる。

4 学長は、定期評価の結果を、当該年俸制教員及び直属の監督者に通知するものとする。

5 定期評価による号俸の改定は、原則として、翌年度の4月1日に行うものとする。

第12条 この規則に定めるもののほか、年俸制教員の評価に関し必要な事項は、  
学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。